

平成 29 年 8 月 2 日現在

機関番号：37406

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2016

課題番号：23730865

研究課題名(和文)日本の聴覚障害教育における口話法導入の経緯とその教育的・社会的基盤

研究課題名(英文)Educational and social basis of introducing oral method in education for the deaf in Japan

研究代表者

佐々木 順二(Sasaki, Junji)

九州ルーテル学院大学・人文学部・准教授

研究者番号：20375447

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：昭和戦前期日本の聾啞教育に口話法が普及した教育的基盤には、言語指導理論の確立、聾啞学校教師が集う研究会での実践の共有、専門的教員の養成と補充があった。そして社会的基盤には、大正12年盲学校及聾啞学校令による社会的支持と学校経営の安定、聾啞児を育てる家族からの早期からの教育への期待があったと考察した。一方、口話法導入の過程では、「劣等児」問題に示されるような、言語指導の理論と実践とのかい離の問題への対処が求められていたし、聾啞学校卒業生や聾啞者教員の自律性の変容(喪失)もたらされた。口話法導入とその多義的意味への歴史的解釈は、日本及び欧米諸国に共通して必要なものである。

研究成果の概要(英文)：Educational and social basis in introducing oral method in schools for the deaf in Japan during Pre-war Showa era and its historical meaning were explored. The educational basis was considered in three points: development of theory in instructing language for the deaf, nationwide teachers circle, and training and placement system of oral-oriented teachers at Tokyo School for the Deaf. The social basis was considered in two points: the enactment of law for school for the blind and the deaf in the Taisho year 12 enabled prefectural administration, and the growing expectations of families for earlier education for their deaf children. Introduction of oral method had to face with the problem of "inferior students," which meant there was estrangement between theory and practice. The introduction process also had negative influences on the autonomy of the deaf. The introduction process of oral method and its historical meanings in Japan seemed to have similarities with other countries.

研究分野：聴覚障害教育学、障害原理論

キーワード：聴覚障害 言語指導 口話法 教師教育 研究サークル 盲学校及聾啞学校令 聾啞者 国際比較

1. 研究開始当初の背景

聴覚障害教育における手話法から口話法への転換は、19世紀末から20世紀前半にかけて、欧米先進国や後発国である日本に共通する現象である。この転換の経緯を、教育方法上の転換としてのみ捉えるのではなく、その転換を可能にした歴史的、社会的文脈と関連させて分析する社会科学的研究が求められている。その理由を現代的視点で述べれば、今日、一方では口話法による教育の専門性の継承が問われており、その存続・深化のための条件が示される必要があるからであり、他方では手話と聾文化への再評価により、手話による教育との共存がいかなる条件によって可能かが示される必要があるからである。

口話法への転換を歴史的、社会的文脈との関連で捉えた研究の動向をみると、海外では聾者学(Deaf Studies)や障害学(Disability Studies)の潮流とも相俟ってさかんに行われてきた(例えば Baynton, 1996; Branson & Miller, 2002; Edwards, 2001; Lad, 2003; List, 1993)。国内での研究動向では、アメリカ合衆国の通学制聾学校における口話法主導への転換をアメリカ社会の発展、寄宿制聾学校の教育・管理問題、コミュニティとの関係、州財政、家族の期待と関連させて分析した研究(中村, 1991; 木村・岡・中村, 2009)あるいは、日本における口話法教育の主唱者の一人である川本宇之介(1888-1960)に着目して、口話法導入による聾教育の革新を、彼の公民教育論との関係から分析した研究(平田, 1989)がある他、いくつかの事例研究があるのみである(前田, 1993; 前田, 1996; 佐々木・中村, 2004; 藤川・高橋, 2005; 佐々木, 2006)。

以上のような研究動向に鑑みれば、日本の聴覚障害教育における口話法導入の歴史的経緯について、教育方法の根底にある理念・目的論、対象論といった教育学の視点とともに、聴覚障害児をもつ家族の期待や地域社会からの支持がいかなるものであったのかも含めて分析する社会科学的視点から、より総合的に究明することが課題であると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、日本の聴覚障害教育において口話法が導入される歴史的経緯について、口話法およびその前身としての発音法が導入される明治期から、口話法の本格的導入が開始される大正期を経て、聴覚活用が導入される昭和戦前期までを対象時期とし、聾学校教師が装備した理念・目的論、教育方法論およびその実践内容、その際に参照された海外の口話法に関する情報、聴覚障害児をもつ家族が口話法に期待した内容、口話法に基づく教育を支持した地域社会の人々の特徴と支援の内容を分析することを通じて究明してい

くものである。

3. 研究の方法

以下の方法に拠って進めた。

- (1)日本の聴覚障害教育における口話法導入に関する先行研究のレビュー
- (2)口話法導入の教育的基盤の分析：口話法の理論的整備、口話法による教育実践の蓄積と共有化(日本聾啞教育会共同研究発表に着目) 専門的教員の養成と補充(官立東京聾啞学校師範部の役割に着目) という視点から史資料を収集し分析する。
- (3)口話法導入の社会的基盤の分析：聾啞教育への社会的支持、聾啞教育への家族の期待、という視点から史資料を収集し分析する。
- (4)口話法による教育実践の分析：日本聾啞教育会共同研究発表集録の報告内容の分析、地方聾啞学校における教育実践の分析(主に熊本県立盲啞学校を事例として分析)
- (5)海外の口話法に関する情報の影響に関する分析：ドイツ、アメリカ合衆国、イギリスの口話法に関する先行研究と対照させて分析する。
- (6)対象時期は、当初、明治期から昭和戦前期までと計画したが、口話法に基づく教育が全国的に拡大し、実践的蓄積がなされていく昭和戦前期を中心とした。

4. 研究成果

(1)主な研究成果

口話法導入の教育的基盤：以下の三点を析出することができた。

第一に、口話法による言語指導論の確立である。大正期以降の言語指導論の推移については、井原(1996)の整理が参考となった。

すなわち井原は、大正期からの口話法の先進校である名古屋校がその実践への反省的取り組みから「読唇先進主義」「発語自然主義」「言語中心主義」の三大原理を提唱したこと、また昭和10年代以降に大阪府立聾口話学校が子どもの主体性や内発的動機に基づく言語指導の理論として「能動学習」を提唱したこと、また同10年代に繰り広げられた「生活の言語化と言語の生活化」の論議、そして、それまでの実践的、理論的積み重ねを体系化する理論として、昭和15(1940)年に川本宇之介が「読話中心総合主義」を提唱したことを簡潔に整理している。そして井原は、川本の指導原理が、昭和32(1957)年に初めて作成されたるろう学校小学部・中学部学習指導要領以降、「一貫的に踏襲されるべき基本的思想となった」と解釈する。このように川本の理論は、戦前期における言語指導論

の一つの到達点であり、戦後の聴覚障害教育においても大きな影響を及ぼしてきたと考えられる。

戦後期に口話法教育の時代を築いた元聾学校教師への聴き取りによれば、終戦直後の地方聾学校の臨時教員養成所で、官立東京聾学校教師出身の教師らは川本の書いた『聾教育学精説』（1940）をテキストとして参照していた。しかし、川本の理論の昭和戦前期から戦後期にかけての聾教育界における相対的位置づけと、各地域の聾学校の教育実践とのつながりについては、史資料に基づいたさらなる検討が必要である。

第二に、教育実践の蓄積と共有化である。教育実践の蓄積と共有化では、日本聾教育会（大正 13[1924]年創設）の協同研究会が、聾学校の教師達がお互いの取り組みに触れる場として、重要な働きをもった。協同研究会は、日本聾教育会が毎年開催した年次総会に合わせて行われた。研究会では「共同研究問題」が設定され、全国の聾学校がそのテーマにそった自校の取り組みを報告し、その後で討議がおこなわれた。

昭和 8（1933）年度以降の言語指導に関わるテーマの一部を例示すれば、「口話学級に於ける劣等児の取扱方」「適切なる発音調査の方法」「綴方成績向上に関する方案」（以上昭和 8）、「会話を適切有効ならしむる方案」（昭和 9）、「上学年の話方教育の具体案」（昭和 10）、「聾者に読書力養成上適切なる具体案」（昭和 11）、「初等部の図書教授に就て」（昭和 13）、「文章解釈養成の実際的方策」（昭和 15）、「初期に於ける文章構成力養成の具体案」（昭和 16）など、言語指導にかかわる要素を見出すことができる。

なお、昭和 8（1933）年度の共同研究問題であった「口話学級に於ける劣等児の取扱方」は、当時の聾学校が直面した言語指導上の課題の一つの側面を示しており、熊本県立盲聾学校を含む 4 つの聾学校及び聾学校教師 3 名による計 7 件の研究発表・討議があった。聾学校「口話学級」では、口話成績、学業成績で遅れる児童生徒がおり、「劣等児」として認識されていた。「劣等児」の原因として、知能、身体・健康状況、家庭環境等が考えられており、学校によっては、教授法の問題への自覚もみられた。そして、教師たちの対処方針・方法には、子どもの実生活と言語のつながりをもたせる、作業的な取扱いをする、個別指導をする、家庭と連携するといった昭和戦前期の言語指導論の特徴がみられた。

第三は、口話法を担う教員の養成と補充である。この点で、官立東京聾学校教師部は、地方聾学校で指導的役割を果たしていく専門的教員の養成と補充に貢献していった。同教師部卒業生は、赴任した全国各地の聾学校で、聾教育に関する知識、経験のない、その地域出身の教師たちと議論を重ねながら実践的基盤を築き上げていったり、若い教

師への指導助言をしたり、一方では日本聾教育会協同研究会で自校の取り組みを報告したりしていった。昭和初期から昭和 30 年代までの熊本県の聾学校、盲学校の教職員の動向を分析した結果、戦後期においても官立東京聾学校教師部の卒業生が少人数ではあっても在職しつづけ、戦後期に数年間設置された聾学校小学部臨時教員養成所の指導者として、あるいは、義務制実施とともに増大した教員（中等教育修了者も多かった）への指導者として、聾教育に関する知識・経験を伝える役割を果たしていった。

口話法導入の社会的基盤：次の二点を析出した。

第一は、聾教育そのものへの社会的支持である。大正 12（1923）年に制定された盲学校及聾学校令により、各道府県の盲学校、聾学校の設置義務と経費負担、学部編制、学科目、教員資格等が明示された。設置義務には 7 年間の猶予が認められていたが、同令に基づき地方聾学校の道府県への移管がなされる。

事例として取り上げた熊本県立盲聾学校において、口話法導入を含めた教育内容・方法の整備がなされていくのは、同校の財政的・物理的基盤整備及び学校としての発展の時期と重なっていた。すなわち、熊本校は、大正 15（1926）年 4 月に県立に移管し、昭和 4（1929）年 12 月には校舎の新築移転がなされる。また、熊本校は、昭和 5（1930）年 7 月には日本聾教育協会の総会の開催、昭和 14（1939）年 11 月には地方聾教育振興九州大会（熊本市公会堂）の開催など、九州の拠点校の一つへと発展していく。

熊本校が、このように学校としての土台を築いていく時期に、教育内容・方法の整備にいかなる関心があったのかは、日本聾教育会協同研究会への報告内容や報告回数にみることができる。すなわち、昭和 8（1933）年から昭和 16（1941）までの熊本校の発表内容を分析すれば、言語指導（読話指導、発音・発語指導、読解指導）教科教育、職業教育、生活教育など、教育内容・方法にかかわる幅広い関心があった。特に、言語指導の鍵といえる低学年児童の教育への関心もみられ、子どもの生活に即した言語指導へと展開しようとしていたことがうかがえた。同校の関心の高さは、同校からの報告回数（10 回）にも表れており、官立東京聾学校、東京市立聾学校（各 14 回）に次ぐ多さであった。なお、同校では、昭和 10（1935）年に予科が設置されるが、子どもの年齢等の実態と実際の教育実践について、さらに明らかにする必要がある。

第二は、聾児を育てる家族の聾教育に対する理解の広がりである。熊本校の事例でいえば、前述の低学年児童の言語指導への関心、予科の設置に、早期からの教育に対する家族の期待の表れをみることができる。早期教育への期待内容は、言語習得の効果だけで

なく、通常の学校で教育を受ける他の多くの子どもたちとの近似でもあったと推察される。これらの点は、当時の家族や聾唖児自身によって書かれた資料から、今後検証されなければならない。

口話法導入の教育的・社会的基盤を明らかにする方法：

教育的基盤に関しては、日本聾唖教育会協同研究発表会の研究収録を丁寧に読み込むことで、聾唖学校生徒の実態、各学校で行われた教育実践を具体的に知ることができる。また、地方聾唖学校の専門的資質・能力を知る術として、各地の聾唖学校の学校要覧、学校経営案を利用し、教員の出身学校、保有資格を分析することが挙げられる。官立東京聾唖学校校師範部での養成だけでなく、名古屋市立盲聾学校と日本聾口話普及会の共催による「聾口話教員養成講習会」、大阪府立聾口話学校と聾教育振興会の共催による講習会といった、短期間での研修が果たした役割にも着目する必要がある。こうした養成、研修を受けた者が着任地で果たした役割、異動の動向の分析は、植民地を含めた日本の聾唖学校の教師間のネットワークがどのように形成されていたかを知ることにもつながる。

社会的基盤に関しては、各地の聾唖学校の支持基盤、すなわち、私立校時代からどのような立場の人々の支援を受けてきたのかを分析することで、支援者たちが聾唖教育の何に対して賛同し、支援しようとしたのかを知る手がかりとなる。熊本県では、私立熊本盲聾技芸学校時代に学校を支えた肥後盲聾保護会の構成メンバーの分析が考えられる。一部明らかになっているところでは、熊本県の教育関係者のみならず、キリスト教会関係者の支援があったと推察される。一方、家族の聾唖教育への期待については、生徒の入学年齢、保護者の職業といった間接的情報から推測できる部分もあるが、より直接的には、家族によって書かれたもの、家族が参画して結成された組織とその取り組みから理解できることが多いと思われる。今回、家族の期待にかかわる史資料の収集・分析は十分とはいえず、今後進めていきたい。

口話法導入経緯を多元的視点で分析する必要性の明確化：

第一に、歴史のみれば、口話法の理論と実践との間にはかい離があったのであり、その両次元でみていく必要がある。日本聾唖教育会が共同研究問題として「口話学級に於ける劣等児の取扱方」を取り上げ、各地の聾唖学校から実践報告と討議がなされたのは、まさにこのかい離にどのように対処すべきかが課題であったからである。

第二は、口話法の導入を含めた聾教育の基盤整備と、聾教育における聾者の自律性の変容（あるいは喪失）とがどのように関わっていたのかという視点である。このことは、官立東京聾唖学校の同窓会誌『口なしの花』『殿坂の友』の編集方針や編集方法の変化か

ら窺い知れるものであった。本誌創刊時は、同窓生で教員でもある聾者が編集係（主任）であったが、大正2（1913）年4月以降、これ以外に編集顧問が置かれ聴者教員が就任した（佐々木，2013）。こうした編集体制の変更を通じて、官立校における聾者教員、卒業生の自律性はどのように変容していったのかは、同校における口話法導入、同校師範部における教員養成の方針の展開とも関連させて、今後さらに分析していく必要がある。

第三は、第二の点とも関わるが、聾者とその生活、聾者の意思疎通方法である手話に対する社会の見方がどのようであったかという点である。上述の「劣等児」の教育問題において、「劣等児」の背景要因の一つとして考えられていたのは、聾者が築く家庭環境であった。すなわち聾者である両親の養育が、学校における聾児の「劣等」問題に関係していると考えられていた。このような聾者が築く家庭への否定的評価と、聾教育の教育的基盤整備とがどのように関連していたのかという視点を、本研究を通じて得ることができた。

第四は、聾教育における口話法導入とその教育的・社会的基盤、そしてそれらの聾者の生活への影響について、世界的視野でみていく必要性が明らかとなった。冒頭に述べたとおり、19世紀末から20世紀前半における聾教育における口話法導入は、日本を含む多くの国々に共通して観察できる現象であった。例えば、イギリスでは、19世紀前半には、書きことばと種々の形態の手話を用いた言語指導が行われたが、19世紀末に口話法による教育に移行し、20世紀には聾教育の官僚主義化が教師教育と教師の供給システムと連動して進行していった（Branson & Miller, 2002）。口話法教育の基盤が整備される一方で、聾者が共通の意思疎通手段で生活を享受できる場が、例えばスポーツクラブのような形で存続しつづけたことも、これらの国々に共通するできごとであった（佐々木，2015）。つまり、聾教育の教育的・社会的基盤と聾者の自律性を担保する基盤、そして両者の関係がどのように変遷してきたのかという点で、世界的に何が共通し、何がその国独自のものが問われるのである。これらの点を、文化的・社会的文脈を越えた比較という次元で明らかにしていく必要がある。

(2)国内外における位置づけとインパクト

聴覚障害教育における口話法導入を歴史的、社会的文脈の中で捉える研究は、海外では蓄積されつつある。しかし、対象地域は欧米を中心とするものが多く、非欧米圏に属する国・地域を対象としたものは少ない現状がある。本研究で明らかとなった、日本における口話法導入の教育的・社会的基盤とその聾者社会への影響は、他の国々とも共通する側面がある（例えば、専門的教員の養成と補

充のシステム、聾啞者の自律性の変容)。本研究の意義は、今後における国際比較研究も視野に入れながら、日本の歴史的・社会的文脈において、口話法導入の経緯と教育的・社会的基盤を、史資料に基づいて明らかにできたことであり、そして、そのための研究方法を提示できたことである。

(3)今後の展望

補助事業期間を通じて、十分に明らかにできなかった点を含め、以下を今後の課題として挙げたい。

口話法の理念・目的論に関する分析(川本宇之介を含め、口話法教育を牽引した人物、学校に焦点を当てる)

官立東京聾啞学校で教員養成を受けた教師たちの具体的な取り組み

専門的教員の養成と補充における、官立東京聾啞学校師範部と名古屋市立盲啞学校、大阪府立聾口話学校等の他の聾啞学校で行われた講習会との異同の分析(教育の理念・目的論、言語指導論、卒業(受講)後の実践との関係など)

口話法を含めた聾教育の基盤整備と聾啞者の自律性との相互関係の歴史的分析

日本の口話法導入の教育的・社会的基盤の特徴を析出するための国際比較研究

<文献>

Branson, J. & Miller, D. (2002) *Damned for Their Difference: The Cultural Construction of Deaf People as Disabled*. Washington, DC: Gallaudet University Press.

Edwards, R. A. R. (2001) *Speech Has an Extraordinary Humanizing Power: Horace Mann and the Problem of Nineteenth-Century American Deaf Education*. In Longmore, P. K. & Umansky, L. (Eds.), *The New Disability History: American Perspectives*. NY: New York University Press, pp.58-82.

藤川華子・高橋智(2005)1920年代における川本宇之介の聾教育システム構想と官立東京聾啞学校改革. 東京学芸大学紀要第1部門, 56, pp.201-216.

平田勝政(1985)大正デモクラシー期における川本宇之介の公民教育論. 教育科学研究, 4, pp.13-22.

井原栄二(1996)聴覚障害児の言語とコミュニケーションの指導 先人に学び、それを超えるもの. 愛媛大学教育学部障害児教育研究室研究紀要, 20, pp.34.

川本宇之介(1940)聾教育学精説. 信楽会.

川本宇之介(1954)ろう言語教育新講. 全国聾学校長会.

木村素子・岡典子・中村満紀男(2009)19世紀末アメリカ中西部公立通学制聾学校における口話法イニシアティブとその背景. 障害科学研究, 33, pp.25-43.

Lad, P. (2003) *Understanding Deaf Culture: In Search of Deafhood*. UK: Frankfurt Lodge. パティ・ラッド著 / 森壯也監訳 / 長尾絵衣子・古谷和仁・増田恵里子・柳沢圭子訳(2007)ろう文化の歴史と展望 ろうコミュニティの脱植民地化. 明石書店.

Lane, H. (1984) *When the Mind Hears: A History of the Deaf*. NY: Random House.

List, G. (1993) *Deaf History: A Suppressed Part of General History*. In Van Cleve, J. V. (Ed.), *Deaf History Unveiled: Interpretations from the New Scholarship*. Washington DC: Gallaudet University Press, pp.113-126.

前田朋子(1993)日本聾話学校におけるアメリカ口話法の受容とその教育史的意義. 日本の教育史学, 36, pp.95-105.

前田朋子(1996)昭和初期名古屋聾学校における教員養成講習会 その講習内容と資格. 特殊教育学研究, 34(2), pp.41-47.

中村満紀男(1991)アメリカ合衆国における通学制聾学校の成立とその意義について. 特殊教育学研究, 29(1), pp.23-37.

佐々木順二(2013)書評「筑波大学附属聴覚特別支援学校編『復刻『口なしの花』『殿坂の友』 東京聾啞学校同窓会誌』」. 社会事業史研究, No.44, pp.178-185.

佐々木順二(2015)聾者による聾史研究の国際学会に参加して 第9回国際聾史学会エディンバラ大会. 紀要 Visio, 45号, pp.117-126.

佐々木順二・中村満紀男(2004)聾啞学校における専門的教員の増加および口話法の導入と保護機能の分離 大正期から昭和戦前期の福岡盲啞学校を事例として一. 心身障害学研究, 28, pp.81-97.

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計4件)

佐々木順二(2012)私立熊本盲啞技芸学校の県立移管における事業の性格について 大正期熊本県会の審議より. 紀要 Visio. 査読無, No.42, pp.43-57. DOI: 10.15005/00000016

岡典子・佐々木順二・中村満紀男(2013)大正12年盲学校及聾啞学校令の教育の質の改善に対する効果 公布前・後の実態比較に関する研究構想. 障害科学研究, 査読有, 37, pp.129-143. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110009624567>

佐々木順二(2013)書評「筑波大学附属聴覚特別支援学校編『復刻『口なしの花』『殿坂の友』 東京聾啞学校同窓会誌』」. 社会事業史研究, 査読無, No.44, pp.178-185.

佐々木順二(2015)聾者による聾史研究の

国際学会に参加して 第9回国際聾史学会エディンバラ大会 . 紀要 Visio, 査読無, 45号, pp.117-126. DOI: 10.15005/00000270

[学会発表](計5件)

佐々木順二, 聾学校卒業生の生活困難問題への学校後援組織による対処 昭和5年発足の熊本盲聾後援会の事例から . 日本特殊教育学会第50回大会, つくば国際会議場, 2012年9月30日

佐々木順二, 聾教育への口話法導入問題の再考(自主シンポジウム話題提供). 日本特殊教育学会第51回大会, 明星大学, 2013年8月31日.

佐々木順二, 昭和戦前期までの聾教育における言語指導論と実践的基盤 日本聾教育会・共同研究発表を手がかりに. ろう教育科学学会第57回大会, 筑波大学附属聴覚特別支援学校, 2015年8月1日.

佐々木順二, 地方盲学校、聾学校の専門的教員の養成と補充 昭和初期から昭和30年代の熊本県 . 日本盲教育史研究会第4回ミニ研修会 in 九州, 北九州市立西部障害者福祉会館, 2016年6月4日.

佐々木順二, 日本聾教育会共同研究発表会と地方聾学校の教育内容・方法の整備 熊本県立盲聾学校を中心に . ろう教育科学学会第58回大会, 信州大学松本キャンパス, 2016年7月30日.

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐々木 順二 (SASAKI, Junji)
九州ルーテル学院大学・人文学部・准教授
研究者番号: 20375447